

令和8年度第1回花巻市東和地域協議会 会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年6月10日（水）午前10時00分～午前11時20分
(2) 場所 東和総合支所1階 第1会議室

2 出席委員（出席11名、欠席4名）

氏名	所属等
千葉 功	東和地域区長会会長
赤坂 謙	成島地区コミュニティ会議会長
小原 松雄	東和東部地区コミュニティ会議会長
菊池 忠彦	花巻商工会議所東和支部会長
菊池 久範	土澤アートクラフトフェア実行委員会副委員長
川村 智子	東和棚田のんびり RUN 実行委員会会長
岡田 珠枝	東和地域民生委員児童委員協議会委員
松葉 孝博	東和地域教育振興運動実践協議会会長
渡部 久美子	東和学童クラブ運営協議会主任支援員
岡田 早希	みんなでごはんの会代表
川井 縁	公募による者

3 市側出席者（10名）

伊藤 昌俊	総合政策部長
粒針 満	総合政策部秘書政策課長
安部 慎司	総合政策部秘書政策課長補佐
折居 英俊	総合政策部秘書政策課企画調整係長
菊池 遼	総合政策部秘書政策課企画調整係主査
松原 弘明	東和総合支所長
伊藤 潤	東和総合支所地域振興課長
小原 美知子	東和総合支所市民サービス課長
佐々木 明子	東和総合支所地域振興課課長補佐
長洞 聡	東和総合支所地域振興課地域づくり係長

4 審議事項

- (1) 花巻市過疎地域持続的発展計画（案）について（諮問）
(2) 辺地総合整備計画（案）について（諮問）

・北小山田辺地における辺地総合整備計画（案）について

5 傍聴者 会議を傍聴した者 0人

6 議事の概要

(1) 開会 (佐々木地域振興課課長補佐)

本会議の成立報告 (花巻市地域自治区設置条例第9条第2項)

(2) 挨拶 (松原東和総合支所長)

(3) 議事 仮議長 (伊藤地域振興課長) が進行

(4) 会長の互選 松葉委員が会長になり、議長交代

(5) 副会長の互選

(6) 議事 議長 (松葉会長) が進行

(7) 閉会 (佐々木地域振興課課長補佐)

※会議での主な発言内容は、以下のとおり

1 開会 (司会：佐々木補佐)

本日は、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めます東和総合支所地域振興課の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、花巻市東和地域協議会委員の辞令書の交付を行いたいと存じます。

市長に代わり、松原東和総合支所長から交付いたしますので、その場にお立ちいただきお受け取り願います。

(辞令書交付)

本日の会議は、委員15名のうち、11名の出席があり、花巻市地域自治区設置条例第9条第2項に規定する半数以上の委員の出席がありますので、本協議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお本協議会の会議につきましては、花巻市審議会等の公開に関する指針に基づき、会議を公開しておりますのでご了承願います。

また議事録作成のため、御発言の際はマイクをお使いくださいますようお願いいたします。

ただいまから花巻市東和地域協議会を開催いたします。

2 挨拶

(司会)

開会にあたり、松原東和総合支所長から、ご挨拶を申し上げます。

○松原東和総合支所長

開会にあたりましては、本来であれば会長よりご挨拶をいただくところですが、本日が委員就任後、初めての委員会であり、この後、会長、副会長の選出をお願いすることになりますので、恐縮ですが、冒頭にあたりまして私から一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方にはまず本協議会の委員をお引き受けいただきましたことに感謝申し上げます。また、委員の皆様には日ごろから、花巻市政に対しましてご支援、ご協力をいただいていることに対しましても、重ねて感謝申し上げます。

平成18年1月に旧花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町が合併し、その際に、地域づくりや地域住民の意向把握のため、旧3町に地域協議会を、旧花巻市に花巻市地域自治推進委員会を設置しております。地方分権の推進により地方自治体は、自己決定と自己責任の下、地域の皆様のニーズに対応することが求められているところです。

また、一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民の協働の推進が重要となっております。花巻市においては、重要な計画等の策定にあたって地域協議会からの答申や意見を市政に反映させていくこととしております。

本日は花巻市過疎地域持続的発展計画（案）、辺地総合整備計画（案）を審議いただきますが、どちらも重要な計画でありますので、その分、資料の分量が大変多くなっております。

市政に大きく影響のある計画でございますので、本日は、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。本協議会に対しましてご協力をいただきましたことに感謝申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

3 委員紹介

(司会)

続きまして 伊藤地域振興課長から、委員の方々をご紹介いたします。

○伊藤地域振興課長

それではこのたび、協議会委員をお引き受けいただきました委員の皆様を、ご紹介申し上げます。1ページの委員名簿をご参照願います。

(各委員を読み上げる。)

(司会)

ここで、本日の会議に出席しております職員を紹介いたします。お手元の資料2ページの名簿をご覧ください。

(総合支所長以下、事務局紹介)

4 地域自治区及び東和地域協議会の概要説明

(司会)

次に、地域自治区及び東和地域協議会の概要について、ご説明いたします。

○伊藤地域振興課長

それでは、資料３ページ目をご覧ください。それではご説明いたします。

地域自治区及び東和地域協議会の概要でございます。

１の設置の経緯でございますが、平成１８年に１市３町の合併協定項目がございました。

その項目の一つとして、大迫町、石鳥谷町、東和町の区域に地域づくりや地域住民の意向把握のための地方自治法第２０２条の４の規定に基づく、地域自治区を設置して、第２０２条の５の規定に基づく、地域協議会を置くこととなったところでございます。

２の地域、地域自治区の概要でございますが、①の根拠ですが、花巻市地域自治区設置条例を制定いたしました。②ですが、旧３町の区域単位に設置することになってございます。

③の名称は大迫、石鳥谷、東和地域自治区となります。④の事務ですが、主な事務といたしましては、一つ、地域住民の意見を反映した地域の振興に関すること。

一つ、地域固有の歴史及び文化の保存伝承に関すること。

一つ、地域コミュニティの醸成に関すること。

一つ、その他市長が必要と認める事項に関するものと定められております。

３の地域協議会の概要ですが、①の位置づけですが、市の附属機関、かつ、地域の課題を話し合い、地域が個性を発揮し発展できるよう、意見や提案を行う機関として花巻市地域自治区設置条例で位置づけられております。

②③の選任、任期ですが、定数は１５人以内となっており、公共的団体から推薦された者、学識経験を有する者、公募による者で構成されます。任期は２年です。

④会議の運営ですが、会長１名、副会長１名は互選により決定します。会議は会長が招集し、議長となります。委員の過半数出席で会議が成立し、議事は出席者の過半数で決します。

⑤の権限ですが、市長その他の市の機関により諮問されたもの、または、必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができるというふうに定められております。一つ、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、一つ、市が処理する地域地区の区域に係る事務に関する事項、一つ、市の事務処理に当たっての、地域自治区の区域内に住所を有する方との連携の強化に関する事項となっております。

また、決定または変更する場合に、必ず意見を聞かなければならない事項でございますが、一つ、新市建設計画に関する事項、一つ、基本構想及び総合計画に関する事項、一つ、各種地

域計画に関する事項、一つ、その他市長が必要と認める事項、となっております。

説明は以上でございます。

5 議題（会長、副会長互選）

（司会）

次に、会長及び副会長の選任に入らせていただきます。

花巻市地域自治区設置条例第9条第3項に「会長は、会議の議長となる。」と規定しておりますが、会長が選任されるまで、伊藤地域振興課長が進行役となり、進めさせていただきたいと思います。

議長（伊藤地域振興課長）

それでは、会長が決まるまでの間、暫時進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

花巻市地域自治区設置条例第7条第1項の規定により、会長、副会長は委員の互選により定めることとなっております。

まず、会長の選出方法について、ご意見がある委員はいらっしゃいますか。

●委員の方々より

事務局案あれば。

○伊藤地域振興課長

「事務局案」とのご意見がありましたが、事務局案があれば説明願います。

○事務局

事務局の案として、前回に引き続き、松葉委員を推薦いたします。

○伊藤地域振興課長

事務局案として松葉委員を会長に推薦する案が提出されましたが、他にありますでしょうか。

●委員の方々より

ありません。

○伊藤地域振興課長

他に無いようですので、会長に松葉委員ということでよろしければ拍手で承認願います。

（拍手多数で承認）

それでは会長は、松葉委員と決定いたしました。花巻市地域自治区設置条例第9条第3項の

規定により、会議の議長は会長が行うこととなっておりますので、以降の進行は 松葉会長に行っていただきます。

(司会)

それでは、松葉委員、会長席にご移動願います。

(松葉委員 会長席に移動)

ここで、花巻市東和地域協議会の会長になられました松葉委員より、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(松葉会長)

ただいまご紹介いただきました松葉といいます。不慣れでございますが、一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、議事を進行したいと思います。

副会長の選任についてでございますが、会長同様、委員の互選により決定することと定められておりますので、選出方法についてご意見のある方いらっしゃいますか。

●委員の方々より

事務局案。

●松葉会長

事務局案というご意見がありましたので、事務局の方からありましたらお願いいたします。

○事務局

事務局の案として、岡田珠枝委員を推薦いたします。

●松葉会長

事務局案として岡田珠枝委員を推薦する案が提出されましたが、他にありますか。

●委員の方々より

ありません。

●松葉会長

他に無いようですので、副会長に岡田珠枝委員ということでよろしければ、拍手をもって承認願います。

(拍手多数で承認)

それでは 岡田委員、よろしくお願いいたします。

(岡田委員は副会長席に移動)

それでは、副会長になられました岡田委員より挨拶をいただきたいと思います。よろしくお

願います。

●副会長挨拶（岡田委員）

皆さん、お疲れ様です。初めての副会長に選任されましたが、何も分からなくて、それでこういったピリッと引き締まった会議っていうのも久々なので、緊張のしっぱなしです。でも会長が松葉さんなので、安心して上を任せたいと思います。よろしくお願いいたします。

●松葉会長

皆さんもよろしくお願いいたします。

6 審議

●松葉会長

次に次第の6 審議に移らせていただきます。

本日ご審議いただく案件はお手元の次第にありますとおり2件でございます。

担当課の総合政策部秘書政策課職員に入室いただきます。

（総合政策部入室）

●松葉会長

審議いただく前に、この案件に関して本協議会の事務局から説明があります。事務局、説明をお願いします。

○事務局

それでは、案件に入る前に、総合政策部の職員を紹介いたします。

（名簿により総合政策部職員の紹介）

「花巻市過疎地域持続的発展計画（案）」及び「辺地総合整備計画（案）」に関しましては、市長から諮問書の提出を受け、委員の皆様にご審議いただき、皆様に賛否をお伺いしたうえで、協議会としての答申を書面により市長へ行うものでございます。

それでは、諮問書の受領を、松葉会長、よろしくお願いいたします。

なお、本日、市長は所用がございましたので、代わりに総合政策部長から提出していただきます。

（総合政策部長から松葉会長に諮問書を提出）

以降の審議の進行は、花巻市地域自治区設置条例第9条第3項により、会議の議長は、会長が務めることとなっておりますので、松葉会長よろしくお願いいたします。

●松葉会長

それでは、「諮問の審議」に入ります。

(1) 花巻市過疎地域持続的発展計画(案)について、当局の説明を求めます。

○伊藤総合政策部長

ただいま諮問いたしました「花巻市過疎地域持続的発展計画(案)」についてご説明いたします。

本市におきましては、昭和46年に「旧東和町」が、昭和55年に「旧大迫町」が過疎地域の指定を受けておりまして、平成18年1月の合併後も、過疎法の規定により、「旧大迫町」及び「旧東和町」の区域が過疎地域に指定されており、花巻市全域ではなく、いわゆる、「一部過疎地域」となっており、令和3年4月に制定された現行法「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」におきましても、引き続き、「旧大迫町」及び「旧東和町」の区域が過疎地域に指定されたところであります。

「過疎地域持続的発展計画」は、過疎地域の持続的発展に向けた基本的な方針等に関する事項、各分野における取組の方向性等を定めるものであるとともに、指定区域において、道路工事や公共施設の整備等のハード事業のほか、過疎地域持続的発展特別事業と称されるソフト事業を行う場合に、事業充当率100%、交付税措置率70%と、財政上、非常に有利な「過疎対策事業債」を活用することができますことから、この過疎債を有効に活用するための財源計画として位置付けており、計画期間内に実施を見込む事業を掲載して、策定する必要があります。

今般、前計画が令和7年度末で計画期間が終了したことから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする新たな過疎計画を策定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○粒針秘書政策課長

「花巻市過疎地域持続的発展計画(案)」について、ご説明申し上げます。

説明は、事前にお配りしております資料1「花巻市過疎地域持続的発展計画の概要」に沿って、説明させていただきますが、資料2「花巻市過疎地域持続的発展計画(案)」も併せてご覧願います。

なお、資料2の新計画(案)においては、前計画から変更しております箇所に「黄色マーカー」のハイライトをつけておりましたので併せてご確認願います。

はじめに、資料1の1ページをご覧願います。

「1 過疎地域とは」、「2 過疎地域持続的発展計画とは」でございます。

過疎地域とは、国が示す一定の人口要件、財政力要件を満たした地域が過疎地域として指定されるものであり、当市においては「旧大迫町」及び「旧東和町」の区域が過疎地域に指定されており、一部過疎という位置づけとされております。

過疎地域の市町村は、都道府県が定める持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決

を経て、「過疎地域持続的発展市町村計画（いわゆる過疎計画）」を定めることができるとされております。

国が示している市町村計画作成に掲げる事項については、2の（2）の表のとおりですので、ご確認願います。

2ページをご覧ください。

「3 過疎地域持続的発展計画策定の目的」でございますが、過疎計画は、第2次花巻市まちづくり総合計画に位置付ける事業と整合を図ることとしており、先ほど部長からもご説明いたしましたが、過疎地域の持続的発展に向けた基本的な方針等に関する事項、各分野における取組の方向性等を定めるものであるとともに、過疎計画を策定することで、過疎債と呼ばれる地方債を対象事業の全額に充当することができ、かつその償還額の70%が国の普通交付税で措置される、すなわち返済額の7割を国が地方交付税で戻してくれるという財政上、非常に有利な地方債を活用することができるものでありますことから、この過疎債を有効に活用していくための財源計画として位置付けているところであります。

3ページをご覧ください。

「4 花巻市の過疎対策事業債の発行状況」でございますが、直近10年度分の過疎債の発行状況についてハード、ソフト事業区分ごとにグラフでまとめたものでございます。

参考として、合併後からの総額、前計画・前々計画期間の10年間、前計画期間の5年間の発行総額をそれぞれ注釈内に記載しておりますのでご確認願います。

「5 前計画（令和3年度～令和7年度）の実績」でございます。

「（1）掲載事業の状況」につきましては、前計画に掲載している126の事業のうち、進捗状況が「完了」のものが4事業、「実施中」のものが100事業、「未実施」のものが16事業、「中止」のものが6事業となっており、着手率は82.5%となっております。

これらの令和3年度から令和7年度までの総事業費は57億2,001万3千円となっており、そのうち過疎債の発行額は20億5,800万円となっており、東和地域においては、事業費ベースで26億525万8千円となり、そのうち過疎債の発行額は11億8,300万円となっております。

実績一覧表は、ハード、ソフト事業ごとに事業費及び過疎債発行額を計上し、大迫、東和の地域別に内訳を整理したものでございます。「按分不可」と整理しましたのは、例えば、過疎地域の振興に資するものの全市を対象とした事業であって、実績をとりまとめる際にあっても対象地域を明確に分けることが難しいものについて計上しております。

4ページをご覧ください。

「○主な過疎債充当事業」については、前計画に掲載し実施した事業のうち、過疎債を充当して実施した主な事業について一覧にまとめたものでございます。

ハード事業について、東和地域では、萬鉄五郎記念美術館の改修、東和体育館の改修、生活道路整備における妙見前線、竹中線などの整備事業などに充当しているほか、ソフト事業については、有線放送機器の更新や、各コミュニティ会議に対する地域づくり交付金などに充当しております。

「(2) 地域の持続的発展に関する目標」をご覧ください。

「① 地域の持続的発展のための基本目標」のうち、人口については、市全体の人口について令和7年度に90,187人を目指すこととしておりましたが、実績値である令和7年9月末時点の人口は88,906人と目標を下回りました。これは、死亡数が出生数を上回る自然減が大きいが主な要因ととらえております。

なお、実績値である88,906人のうち東和地域の人口は7,216人となっております。

社会増減数については、市全体の社会増減数について令和6年度に285人の社会増を目指すこととしておりましたが、実績値は159人の社会減となり目標を下回りました。これにつきましては、花巻市住民基本台帳による年代別の人口動態によりますと、0歳から14歳まで及び30歳から39歳までの年代で転入が多いことから、市の子育て世帯への支援による一定の効果があつたものと思われますが、その一方で、18歳から24歳までの年代では進学・就職等の影響と思われる転出が多く、その影響が大きかったものととらえております。

「② 持続的発展区分に関する目標」について、前計画には51個の指標を掲げており、これは花巻市まちづくり総合計画第3期中期プラン及び第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランの成果指標から、各区分に関連する目標を準用して設定しているものでございます。

評価にあたっては、例年市が実施しております、行政評価による施策評価の結果を準用し、各指標における最後の年度の目標を達成したものを「A」、おおむね目標を達成したものを「B」、目標を大きく下回ったものを「C」として評価いたしました。

その結果、「A」及び「B」を合わせた、「目標を達成またはおおむね達成している」ものは86.27%、「目標を大きく下回った」ものは13.73%という結果となっております。

「6 新計画（令和8年度～令和12年度）の策定」をご覧ください。

新計画は、前計画をベースに、原則として令和6年度末における時点修正等を行いながら、国が示す過疎地域持続的発展市町村計画作成例に基づいて必要な事項を掲載しております。

新計画の基本的な構成は、作成例に基づきまして、下記の表のとおりといたしました。

具体的な計画の構成について、順にご説明いたしますが、はじめに、資料2の2ページをご覧ください。

「I 基本的な事項」の「1 市の概況」でございます。

こちらには市全域及び過疎地域の概要や、過疎の状況などについて、記載しております。

4 ページをご覧ください。

「2 人口及び産業の推移と動向」につきましては、市全域及び過疎地域の人口の推移や産業の推移について記載しております。

15 ページをご覧ください。

「3 市の行財政の状況」につきましては、市の財政状況や公共施設の整備状況等を記載しております。

19 ページをご覧ください。

「4 地域の持続的発展の基本方針」として、第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンに掲げる本市の将来都市像や、まちづくり分野の目指す姿を新計画の基本方針として記載しております。

「5 地域の持続的発展のための基本目標」、20ページの「6 計画の達成状況の評価に関する事項」については、資料1にお戻りいただき、6ページをご覧ください。

「(2) 地域の持続的発展のための基本目標等の設定」の「① 地域の持続的発展のための基本目標」であります。現過疎法では、市町村計画について、過疎地域の持続的発展に向けて実効性のある計画となるよう、地域の持続的発展のための基本目標を設定することとされており、国が示す作成例によると、基本目標には人口に関する目標、これは人口全体並びに社会増減数及び自然増減等を設定することとされております。

新計画では、前計画に引き続き、「花巻市人口ビジョン」に設定する市全体の将来人口目標を基本目標に設定いたしました。

なお、「計画の達成状況の評価に関する事項」として、達成状況の評価の時期及び手法を定める必要がありますことから、前計画に引き続き、「花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議」等を活用しながら、設定した目標の達成状況について検証を行うこととしております。

資料2にお戻りいただき、20ページをご覧ください。

「7 計画期間」については、令和8年度から令和12年度までの5年間としてございます。

「8 公共施設等総合管理計画との整合」については、市が令和6年12月に策定した「花巻市公共施設マネジメント第2次実施計画」との整合について記載しております。

22 ページをご覧ください。

「Ⅱ 各分野の方向性」については、11の持続的発展施策区分ごとに必要事項を記載しております。計画上の構成につきましては、「1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」を例にご説明いたします。

「(1) 現況と問題点」については、令和6年度末時点の市の現況とその問題点について、

「ア 移住・定住」、「イ 地域間交流」、「ウ 人材育成」といった分野ごとに記載しております。

23ページをご覧ください。

「(2) その対策」には、現況と問題点を踏まえ、分野ごとに取り組む対策を箇条書きで記載しております。

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関する目標」については、対策の成果を測るための指標を記載しております。こちらについては、資料1にお戻りいただき、6ページをご覧ください。

下段の「② 持続的発展区分ごとの目標」であります。11の持続的発展施策区分ごとの目標につきましては、前計画に引き続き、第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランにおいて設定している目標の中から、国が示す11の持続的発展施策区分に関連する目標を準用して設定いたしました。

なお、前期アクションプランの計画期間は令和9年度までであるのに対し、新計画の計画期間は令和12年度までとなっておりますことから、令和10年度以降の目標については、後期アクションプランを策定した後に、同プランと整合を図るための計画変更を行い、必要な目標を追加する予定としてございます。

資料2にお戻りいただき、24ページをお開きください。

「(3) 計画」については、「(2) その対策」を推進するために令和8年度から令和12年度において実施を予定する事業を記載しております。ここではソフト事業として「移住・定住促進等対策事業」、「地域おこし促進事業」などに取り組むこととしております。なお、この施策区分において掲げる事業は全てソフト事業であり、ハード事業として新計画に予定している事業はございません。

「過疎地域持続的発展特別事業の概要」につきましては、ソフト事業の概要を記載しております。

25ページをお開きください。

「(4) 公共施設等総合管理計画との整合」については、事業の実施にあたって、花巻市公共施設マネジメント計画と整合を図る旨を記載しております。

27ページ以降の「2 産業の振興」から「11 再生可能エネルギーの利用の推進」までは同様の構成としておりましたので、後ほどご確認をお願いいたします。

資料1にお戻りいただき、7ページをご覧ください。

「(3) 掲載事業の継続・追加・削除」でありますが、新計画に掲載する事業は、前計画の掲載事業をベースに、過疎地域の持続的発展に資する事業を掲載することとしております。

掲載事業は、一部事業を除き、第2次花巻市総合計画前期アクションプランに掲載されている主要経費及び一部の一般行政経費と整合を図っております。

新計画における事業掲載区分につきましては、前計画から継続して掲載する「継続事業」が107事業、前計画に掲載している2つの事業を統合・整理した事業が3事業、新たに計画に追加した事業が11事業、すでに前期アクションプランに掲載し事業を継続実施中であるものの前計画に掲載されていなかった事業を新計画に追加する事業が18事業、合わせて139事業を掲載することとしております。

なお、前計画からは16事業を削除することとしております。

「新規事業＜11事業＞」につきましては、「県営農村地域防災減災事業」などの、いわゆる土地改良事業を谷内2号地区ほか7地区、こちらは全8件のうち7件が東和地域分を予定するほか、東和地域に関連するものとしては、「商店街利便性向上事業」として行う毘沙門天のみち公衆トイレ修繕事業、「市営斎場改修事業」として行う東和斎場トイレ改修事業及び照明LED化事業を追加するものでございます。

「継続事業として追加掲載する事業＜18＞事業」につきましては、「日本学生支援機構奨学金返還支援事業」のほか、一覧のとおりでございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

9ページをご覧ください。

「削除した事業＜16事業＞」については、一覧の削除理由により新計画から削除する事業でございます。

「事業完了によるもの」として削除する4つの事業は、前計画期間中に施設整備が完了した事業でございます。

「事業統合・整理のため」として削除する3つの事業については、継続で掲載する事業に取組内容を統合あるいは新規で掲載する事業に置き換える整理が可能と判断して削除する事業でございます。「社会教育施設等維持事業」は、継続事業である「生涯学習施設等維持事業」に統合し、「社会体育施設等維持事業」は、継続事業である「スポーツ施設等環境整備事業」に統合し、「市営斎場維持事業」は、新規事業である「市営斎場改修事業」に置き換えを行うものでございます。

「事業終了を判断したもの」として削除する6つの事業については、前計画期間中に事業終了の政策判断を行ったことから削除する事業でございます。

「6次産業化推進事業」は、令和6年度から実績がなく、その後新たな要望もないことから、事業終了を判断したものでございます。

東和地域に関連するものとして、「幼稚園教育環境充実事業」については、令和5年度に土沢幼稚園が閉園し、過疎地域内に対象施設がなくなったことに伴い、事業終了を判断したものと

でございます。

「実施見込みなしと判断したもの」として削除する２件の事業は、前計画策定時に実施を検討したものの、実施には至らず、今後も実施の見込みがないことから削除することとしたものでございます。

「掲載事業に誤りがあったもの」として削除する１件は、「県営経営体育成基盤整備事業」として石鳥谷町の南滝田地区を誤って掲載していたことからこれを削除するものでございます。

１１ページをご覧ください。

「事業数及び事業費（令和８年度から令和１２年度）【参考】」でございます。

新計画に掲載する事業の事業費の合計は、約８２億円を計上しております。

こちらは、現過疎法の制定に伴い、前過疎法のもとで年度別の事業費等を掲載していた「参考資料」の作成や国、県への提出、議会の議決等は不要となっておりますが、新計画の策定に当たっての参考として整理したものでございます。

地域内訳のうち、按分不可としているものは、予算時点で対象地域を明確に分けることが難しいものを計上しております。

また、現時点で事業費の積み上げが難しいものにつきましては、金額を未計上としておりますので、ご了承願います。

東和地域において予定している主な事業は、ハード事業として、「Ⅱ 各分野の方向性」のうち、計画本文２７ページからの「２ 産業の振興」においては、砂子地区などの土地改良事業、毘沙門天のみち公衆トイレ修繕事業など、４３ページからの「４ 交通施設の整備、交通手段の確保」においては、小山田中央線、館迫落合線などの生活道路整備事業、松ノ木の橋などの橋梁維持事業、除雪車両格納庫の建築工事事業など、４７ページからの「５ 生活環境の整備」においては、東和斎場トイレ改修事業、消防団車両の更新事業、高規格救急車の整備事業など、５４ページからの「６ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」においては、成島保育園の照明LED化事業など、６１ページからの「８ 教育の振興」においては、東和小学校及び東和中学校の設備更新事業、東和学校給食センターの設備更新事業など、６９ページからの「１０ 地域文化の振興等」においては、萬鉄五郎記念美術館や収蔵庫の改修事業、国指定の重要文化財である「伊藤家住宅」の修繕事業などを予定しております。

ソフト事業としては、２２ページからの「１ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」においては、一般社団法人東和作戦会議と連携した移住・定住支援事業、地域おこし協力隊の採用・活動支援事業など、２７ページからの「２ 産業の振興」においては、商店街への補助事業、土沢まつりなどの各種イベントへの支援事業など、４０ページからの「３ 地域における情報化」においては、有線放送による情報発信事業、テレビ難視聴地域に対する支援事業な

ど、43ページからの「4 交通施設の整備、交通手段の確保」においては、予約応答型の乗合バス運行事業、コミュニティバス土沢線の運行事業など、54ページからの「6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」においては、子育て支援センター運営事業、高齢者などへのタクシー助成券交付事業など、67ページからの「9 集落の整備」においては、コミュニティ会議における独自の地域づくりを促進するための地域づくり活動推進事業を、69ページからの「10 地域文化の振興等」においては、萬鉄五郎記念美術館の企画展示事業、無形の民俗文化財である「倉沢人形歌舞伎」の調査記録保存事業など、72ページからの「11 再生可能エネルギーの利用の推進」においては、街路灯LED化リース事業などを予定しております。

資料1の11ページにお戻りいただき、「7 ソフト事業について」であります。現過疎法の施行により、過疎債ソフト分の発行限度額の算定方法が見直しとなっております。これにより、令和3年度から段階的に発行額が縮減されておまして、花巻市の過疎ソフト分の発行限度額は令和9年度で3,500万円となる見込みでございます。従いまして、今後におきまして、ソフト事業に多くの過疎債を活用していくことは、非常に難しい状況にありますが、本件につきましては、その見直しについて国及び県に対して要望を行っているところであります。

12ページをご覧ください。

最後に「計画策定スケジュール」でございますが、本日ご説明申し上げました過疎計画は、5月14日に岩手県へ事前協議を行っており、5月22日に事前回答をいただいております。そこでもいただいた指摘事項については既に修正を行っております。

昨日6月9日から本日6月10日にかけて、大迫・東和地域協議会への諮問を行うこととしております。

その後、6月12日に岩手県への正式協議を行い、6月18日には岩手県より正式回答をいただく予定としております。

これらの手続を踏まえたうえで、6月26日の6月議会最終日における追加提案にて本計画を議会でご審議をいただく予定としております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

●松葉会長

説明が終わりましたので、委員のみなさんから質問、意見等発言をお願いしますが、発言する際には、まず質問なのか意見なのかを述べていただき、意見の場合には、本計画に対する賛否を表明してからご発言願います。

なお、注意点として個別事業についての意見や、個別の要望ではなく、総論としての意見としていただければと思います。

ただいま説明がありました花巻市過疎地域持続的発展計画（案）について、質問やご意見はありませんか。

●赤坂委員

成島振興センターの赤坂謙と申します。

合併してから20年が経過、市では有利な過疎債等活用して、東和を良くしようとしておられます。

その中で分からないこと、2・3お尋ねします。

7ページの商店街利便性向上事業の毘沙門天のみち公衆トイレは、商店街の中のトイレ、アイリストイレのことでよいですか。毘沙門さんのトイレではないということによろしいですか。

8ページですね、コミュニティバスは、さっきも言っておりましたけど、花巻へのアクセスということで、特別にこの土沢線をですね、運行していただいているんですけど、私も1回乗ろうかと思って調べてみたんですけど、確か花巻駅まで640円かかるそうなんですけど、なかなか乗っている人が見えないんで、どの位の年度で見直し等を運行状況ですね、どうするかっていうことをお考えであれば、ずっと続けていただければいいんですけど、もし分かれば、その利用実績と、見直しの時期、これをお知らせください。

それからですね、水道未普及地域ですが、こちらは東和町にまだあるのかなと、田瀬地区の中にあるかどうかですけど、これを教えていただきたいと思います。

最後に、9ページ目の無形民俗文化財の調査記録事業、さっき倉沢の人形歌舞伎っていうふうにお聞きしたんですけど石鳩岡の県指定の無形文化財の記録調査かなと思ったんですけど、これについては倉沢人形歌舞伎であれば何年ぐらいを予定してですね、記録の調査を行うのか、お分かりになれば回答いただければと思います。

分からなければ後で結構です。ここの場で分からなければ。

●松葉会長

はい、ありがとうございます。

4点ほど質問あったと思いますけれども、一つずつ、それではご回答お願いいたします。

○松原東和総合支所長

ありがとうございます。まず私の方から、商店街利便性向上事業、毘沙門天のみち公衆トイレですけども、こちらは赤坂委員ご案内の通り、いわゆるアイリス駐車場のトイレということで、この支所の道路挟んで向かい側の商店街にある公衆トイレを、今年度改修する予定となっておりますので、御山の方のトイレではないということでご承知いただければと思います。

また、2点目といたしまして、水道の未普及地域対策事業の件でございます。

こちらの方は、水道の未普及地域整備事業ということで、実際に水道企業団が、水道管を、

給水管を配置していないところの、生活用水の確保のための補助金の部分でございます。

私のお聞きしている中では、先ほど赤坂委員ご案内のとおり、田瀬、昔ですけれども小山田でも古田とかですね。あとは東晴山の平山、長洞というようなところがエリアとしては残ってございますので、こちらについては引き続き事業を進めていきたいというところでございます。私からは以上でございます。

○粒針秘書政策課長

私の方からのバスの関係の方のお答えをさせていただきたいというふうに思います。

基本的には委員のおっしゃる通り、現在の利用状況とかそういったものを加味しながら見直しを考えていくものと捉えております。地域の方々の足の確保のために運行しているものでございますので、今の状況を基本的には維持していきながら今後の状況に応じてということになるとは思いますが、具体的にいつ、こういった形で見直しをするのかというものが決まっているわけではないというふうに認識をしております。

それから倉沢人形歌舞伎のお話があったと思います。

これについては、調査と報告を令和6年度から9年度まで実施して、その記録の撮影を令和10年度から12年度にかけて実施するというふうに、担当部署の方から報告を受けております。

●松葉会長

ありがとうございました。ほかに質問等ございませんか。

ご意見ご質問大丈夫ですか。

それでは意見が出尽くしたようですので、(1)花巻市過疎地域持続的発展計画(案)についての審議を終了したいと思いますのですがよろしいですか。

それでは審議の内容をまとめますと、本計画について委員の皆様からいただいたご意見は概ね肯定的なご意見ということでございましたが、それではお諮りいたしたいと思います。

本計画の案を良しとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは本計画案については、良しとして答申いたします。

また、委員からございましたご意見については、これを取りまとめ、本協議会の統一した意見とし、これを付して市長に提出したいと思います。この答申書の内容に関しましては会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは答申文については、複数のご意見がございますので、調整

のうえ、市に対して提出いたします。

続きまして（２）辺地総合整備計画（案）について、当局の説明を求めます。

○伊藤総合政策部長

本日諮問いたしました北小山田辺地における辺地総合整備計画（案）についてご説明いたします。

はじめに、市全体のお話を少しさせていただきますが、本市におきましては、国が示す一定の要件を満たす辺地区域が１１区域存在しており、これまで１１区域すべてにおいて、それぞれ計画期間を５年間とする「辺地総合整備計画」を策定し、各計画区域において、道路工事や公共施設の整備等を進めてまいりました。

辺地計画は、各計画区域において、道路工事や公共施設の整備等のハード整備を行う場合に、事業充当率１００％、交付税措置率８０％と、財政上、非常に有利な「辺地対策事業債」を活用することを目的として策定する財源計画として位置付けており、計画期間内に実施を見込む施設名、事業費及び辺地債の予定額等を掲載して、策定する必要があります。

今般、策定又は変更しようとする辺地計画は、市全体で５つありますが、そのうちの東和地域における北小山田辺地につきましては、計画期間内ではあるものの、区域、事業内容及び事業費等に変更が見込まれることから、計画変更を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○粒針秘書政策課長

北小山田辺地における辺地総合整備計画（案）について、ご説明いたします。

説明は、お手元の資料３「辺地総合整備計画（変更）の概要」に沿って説明させていただきますが、資料４「総合整備計画書（案）」も併せてご覧願います。

はじめに、資料３の１ページをご覧願います。

「１ 辺地とは」、「２ 辺地総合整備計画とは」でございます。

辺地とは、辺地地域の中心を含む５平方キロメートル以内の辺地内人口が５０人以上であること、辺地の中心から最寄りのバス停または駅、小中学校、医療機関等の主要な施設までの距離等から算出された総務省令で定める辺地度点数が１００点以上であることが要件とされております。

その要件を満たす区域について「辺地総合整備計画」を策定することができ、計画を策定することで「辺地対策事業債」の活用が可能となるものでございます。

「３ 辺地総合整備計画策定の目的」でございますが、辺地計画は、第２次花巻市まちづくり総合計画に位置付ける事業と整合を図ることとしており、先ほど部長からもご説明いたしましたが、辺地計画を策定することで、辺地債と呼ばれる地方債を対象事業の全額に充当するこ

とができ、かつその償還額の80%が国の普通交付税で措置される、すなわち返済額の8割を国が地方交付税で戻してくれるという財政上、非常に有利な地方債を活用することができるものでありますことから、この辺地債を有効に活用していくための財源計画として位置付けているところであります。

2ページをご覧ください。

辺地計画により整備可能な施設につきましては、当該辺地地域内で整備される施設で、「4 対象となる施設等」に記載されている「①電灯用電気供給施設」から「㉓観光・レクリエーション施設」までの施設となっております。

「5 市内の辺地地域及び事業計画」であります。先ほど部長からも申し上げましたが、令和7年4月1日現在で、市内の辺地地域は11地域あり、それぞれの計画概要は一覧にお示ししている通りでございます。

今回は、すでに計画が完了しているピンク色に着色しております、3つの辺地について新たに辺地計画を策定するとともに、黄色で着色しております、東和地域の北小山田辺地を含む2つの辺地について計画を変更しようとするものであります。

3ページ下段をご覧ください。

「6 今回行う辺地計画の計画変更の概要（東和地域分）」でございます。併せて、資料4 総合整備計画（案）もご覧ください。

変更となる北小山田辺地は、辺地計画の計画期間を令和6年度から令和10年度までとしておりますが、令和8年度において当該辺地に隣接する東和町外谷地地域において消防団車両・小型動力ポンプ整備の事業を予定することから、北小山田辺地の区域に「外谷地」を編入するものです。

また、これに併せて公共施設の整備計画に施設名「消防施設」を追加し、当該施設区分の「事業費」及び「財源内訳の一般財源」に1,672万9千円を、「辺地対策事業債の予定額」に1,500万円を追加し、「事業費合計」を従前の8,640万円から1億312万9千円に、「財源内訳の一般財源合計」を従前の4,320万円から5,992万9千円に、「辺地対策事業債の予定額合計」を従前の4,320万円から5,820万円に、それぞれ変更しようとするものです。

これにより、計画期間内の具体的な事業としては、橋梁維持事業として、令和3年度から令和8年度に鹿の子(かのこ)林(ばやし)橋の橋梁補修工事を実施するほか、消防施設整備事業として、令和8年度に第22分団第4部（外谷地）の消防団車両・小型動力ポンプの整備を予定するものです。

なお、4ページに参考として記載しております谷内辺地の変更についてであります。これは事業費の増額による変更であり、こういった変更はいわゆる軽微な変更にあたるものであり、市が定める地域協議会への諮問に係る取扱いにおいては、軽微な変更は地域協議会への諮

問案件の対象外とされております。

そのため、今回の東和地域協議会への諮問の案件とはしておりませんので、参考として、後ほどご確認いただきたいと存じます。

5 ページをご覧ください。

「7 辺地債の発行状況」において、市全体の令和7年度から直近5年分の辺地債の発行状況をお示ししております。直近5年間の辺地債の発行額は、総額で11億8,640万円となっております。

そのうち、東和地域分は、5年総額で3億6,580万円となっております。

最後に、「8 計画策定スケジュール」でございますが、本日ご説明申し上げました北小山田辺地計画は、5月21日に岩手県へ正式協議を行っており、6月1日に正式回答予定と記しておりますが、現在県とやり取りを行いながら調整中であり、近日中に正式回答をいただく予定としております。

昨日6月9日から本日6月10日にかけては、3つの地域協議会と花巻市地域自治推進委員会に諮問を行うこととしております。

これらの手続を踏まえたうえで、6月26日（金）の6月議会最終日における追加提案にて本計画を議会でご審議をいただく予定としております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

●松葉会長

ただ今、説明がありました、辺地総合整備計画（案）について、質問やご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。それでは、（2）辺地総合整備計画（案）についての審議を終了したいと思いますのですが、よろしいですか。

（異議なしの声）

それでは本計画案について、良として答申します。

またこの協議会の統一した意見として市長に提出したいと思いますが、この答申書の内容に関しましては、会長に一任させていただきたいと思いますがよろしいですか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

それでは、答申文については、事務局と調整の上、市に対して提出したいと思います。

またその内容については、後日、事務局から委員の皆様へ送付をお願いいたします。

以上で審議は終了となります。ありがとうございます。

7 その他

(司会)

松葉会長 ありがとうございました。

次に、7 その他について、事務局から何か案件ありますか。

(「ありません」の声あり)

8 閉 会

(司会)

無いようですので、以上をもちまして令和8年度第1回花巻市東和地域協議会を閉会いたします。

委員の皆様、大変ありがとうございました。